

6-1

交通事故でけがをし、医者にかかったとき

『第三者行為による傷病届』

(1) 小さな事故でも必ず警察へ

- 交通事故でけが(または死亡)をしたときは、治療費等を過失割合によって、加害者(相手側)に請求することになります。
- 小さな事故(かすり傷程度)だと思い、加害者の身元を確認しなかったり、警察署へ届け出なかったりすると、後日被害者に後遺症がでて、治療費、休業損害、後遺障害補償、慰謝料等の損害賠償請求権を行使できなくなります。
- 交通事故によってけがをしたときは、どんなに小さな事故でも加害者の住所、氏名、運転免許証番号等を確認し、必ず警察署に「人身事故」の届出(「物損事故」では、治療費等の損害賠償請求権を行使できなくなります。)をしてください。
- ※交通事故など第三者の行為によるけがで治療(検査程度も含む。)を受けるときは、必ず「人身事故」扱いにしてください。

(2) 健康保険で治療を受けることができます(必ず当組合へ連絡を)

- すべての車両は自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)に加入することが義務づけられています。このため自動車事故の場合、加害者は自賠責保険の保険金を損害賠償にあてることができます。
- 加害者との交渉が円滑に進まず損害賠償の支払いが受けられない場合には、被害者が直接保険会社に損害賠償を請求することができます。多くの場合が自賠責保険で治療等を受けられるわけですが、とりあえず健康保険で治療を受けることもできます。
- この場合、当組合は、保険給付をした額の範囲内で被害者に代わって加害者へ損害賠償を請求することになりますので、早急に当組合へ連絡して所定の届書を提出してください。
- 当初は自賠責保険で治療を受けていても、自賠責保険の支払限度額に達して、健康保険に切り替えるというケースも少なくありません。この場合にも当組合は加害者に給付金の返還を求める(求償権行使)ことになりますので、交通事故にあった時は、健康保険で治療を受けるか自賠責保険で治療を受けるかにかかわらず、必ず当組合へ連絡してください。
- 交通事故に限らず第三者によって負傷させられた場合も同じです。

(3) 提出書類

- 「第三者行為による傷病届」  
「第三者行為による傷病届」(6-2-2~4 参照)を早急に提出してください。その後の提出書類等は、後日当組合からご連絡します。

(4) 記入上の注意

- 事故状況により、相手側からすると、こちらが加害者になる場合がありますが、けがをした時は、保険給付上こちらが被害者となります。

## 6. 第三者行為および自損の行為によるけが関係

---

- 被扶養者が被害にあった場合は「被害者」の「被扶養者」欄に、必要事項を記入してください。
- 健康保険で治療を受けたときは、「健康保険」の文字を○で囲んでください。
- 加害車両が任意保険に加入しているかどうかを調査確認し、加入している場合は、「(任意保険)」欄に所定事項を記入してください。

### (5) 示談は慎重に

- 示談は、後遺症などの事も考えて慎重に行うことが大切です。不用意に示談をしますと不当に安い金額で泣き寝入りをする事になったり、示談の範囲内で保険給付が受けられなくなったりすることがあります。
- 示談の前には、必ず当組合へご連絡ください。

### (6) 時効

- 自動車損害賠償責任保険の請求時効は被害者又はその法定代理人が損害及び保有者を知った時から3年です。(自賠法第19条)

#### ※健康保険の給付で、全部又は一部の給付制限を受ける場合

健康保険法第117条により「闘争、泥酔または著しい不行跡によって保険事故が生じた場合は、その事由によって保険給付の全部又は一部を制限する」となっており、第三者行為によるけがに該当するときでも、飲酒運転、信号無視等著しい交通法規違反や、ケンカ等でけがをしたときは、保険給付に制限を受けるときがあります。